

「白衣の監獄」を 解放するぞ!

— 平和台の炎は消えず — NO. 2



平和台病院労働組合・共同斗争委員会

◇ 目 次 ◇

(I) 「白衣の監獄」を解放するぞ! 1
 平和台病院労働組合委員長代理 海野 恵子
 共同斗争委員会書記長 宮地 洋二

(II) 斗いは燃え上る - 経過報告 - 5
 (1) 反「医学会総会」への報告
 (2) 狂った病院、追いつめられて悪あがき (3月~4/10)
 (3) 5/15 集会へ結集せよ (4/10~5月)

(III) 斗いの中間的総括に代えて ~共斗委の主張~ 14
 神戸地区反戦連絡会議/兵庫県職員反戦
 長田地域グループ/金属反戦グループ/神戸西部反戦

(IV) カンパ名簿、斗争日誌 22

◇ 編集後記 27
 起訴状 別紙
 広委員長獄中アピール //



(1) 赤裸々な圧殺計画

平和台は、小さな土俵である。しかし、そこには資本家1極力の攻撃が凝縮された形で、鋭く集中的にかけられている。そう位置付けた私達が、自らの生活を賭けて敵権力との厳しい闘いを、平和台の場でやりきるのか否か！これが正月休みを狙った炊事場の打ちこわしという、卑劣きわまりない病院当局(阿部一族)の先制攻撃を喰らった私達に新年早々突きつけられた問いであった。赤裸々な意見交換と激しい討論を繰り返す中から、私達組合、共斗委のメンバー一人一人が決断し、一・二九集会をきっかけに、消耗戦から攻撃戦へと、戦術転換は成功した。従来の門前集会、抗議行動に加えて、炊事場前無期限坐り込み、院内シブプレヒコール、院長宅前抗議集会、連日連夜のステッカー争奪戦など、阿部一族が一時も神経を休めることが出来ない状態を作り出した。このような中で、二月中旬、家の一室を閉鎖しようとしたコンクリ

(阿部という名の)のもくろみを阻止し、地労委の審問終了後、院長、副院長を取り囲んで追及し、団交をしよぶ約束させるという一連の実力斗争によって、ようやく団交への共斗委代表の出席と組合員全員の傍聴参加を病院側に認めさせ、団交を再開した。

二月十八日以来のこの間、二十回にわたる交渉が行われたが、当初私達「団交は両刃の剣」と指摘した通り、阿部一族は片手で形式的な団交を継続し、もう一方の手で斗争圧殺のための布石を着々と行ってきた。

悪徳ババア・会計課長阿部繁子を行動隊長として裏工作、支配介入等数々の不当労働行為を繰り返し、それを追及し、抗議行動を執ように展開する私達に対しては、権力機構の直接的介入を行い、斗争を根こそぎ圧殺しようというものである。

結婚退職した組合員Mの退職金等について、団交で話し合うことを確約しておきながら「事情を知らなかった」会計課長が「ポケットマネー」で、銀別四万円を支払ってケリをつけ、組合・共斗委の追及によってそれをバクロされ、ボロが出始めた頃から病院による警官導入は極度にひんぱんになった。

団交再開以前から続いていたステッカー争奪戦を口実に、団交再開後約一ヶ月経た三月頃からは、連日のように制・私服警官が導入されたが、その度毎に、組合・共斗委一体となった激しい抗議行動に圧倒されて彼らはスゴスゴと引上げざるをえなかった。

目的を達成できなかった病院側権力が次に行ったのは、告訴に

(2) あらゆる敵の登場

十ヶ月間のストライキを持續する中で、平和台の土俵にあらゆる敵が姿を表わし、すべての問題が浮び上った。地労委の公益委員が行った病院当局と交わらないような発言に怒って、組合員の一人が「平和台の斗いはどこへ行ってもケンカや」と叫んだようにまさにこの間の斗いは、あらゆる敵との斗いであった。

労調法違反のみに目くらをたて、納めることだけを目的に屈辱的な立合い団交を行った県総評副議長のT労働者側委員(八月)。

労調法違反の警告を決議する一方、私達が押しかけてうるさいからと、経営者に対して「警告」を出しておきながら、その後の度重なる不当労働行為を見て見ぬふりをする地労委事務局と公益委員(八月、現在)。「広君以外の女の子とだけ話をすれば、病院との中に立って解決してやってもいい。」と介入し、それが拒否されるや、斗争妨害のための署名集めと住民懇談会への押しかけに狂奔した自称共産党民商ババア連(八月九月)。「反戦と手を切らないと支援できない。」ことを告げるためにのみ度々病院を訪れた医労協幹部や、「暴力集団が支援しているから」と「看護婦の集い」での発言を封じた共産党(八月、現在)。

共斗委の中心メンバーの個人名と前歴を明らかにし、平和台斗争の圧殺を指令する内部通達(十月)を流し、病院の譲歩を絶対許さない県経営者協会。スト破り夢見。スキップの世話や、地域宣伝等を中心に、「斗いの芽は平和

よるコジツケ逮捕と計画的な犯罪事実のデッチ上げであった。四月十五日には、広香夫委員長、椿原裕一氏(共斗委)、宗和末子書記長の三名を不退去罪、威力業務妨害、器物損壊等の名目で逮捕、広、椿原両君を長期拘留、起訴した。また二三日には、宮地共斗委書記長、多名貴哲也氏(共斗委)の兩名を、阿部一族と院長秘書川那辺、主任看護婦関口の全くデタラメな告訴、供述をもとに逮捕したのである。

しかし、私達は神戸市民救援会議と分銅弁護士を中心とした綿密な救済活動と、共斗委を軸とする各戦線の緊急結果によって大量抗議行動(四・二四には二百名が結集)をくり返し、五月十二日の広・椿原両君を最後に全員の奪還に成功した。また逮捕にひるまず、病院当局に対してこれまでもまして執拗な闘いを貫徹し、逮捕による彼らのもくろみが全くムダであることを思い知らせたのである。

この間の一連の事実は、追いつめられた病院当局が今や、権力の直接介入をもってしか私達の斗いに對抗できないことをはっきりと示している。そして、私達が「抱きあい心中」も辞さぬ決意をもって闘いを更に深化させるならば、毎月三〜四〇〇万円の減収というソロバン勘定を決して忘れることのできない病院当局(個別資本)と、階級的な闘いを政治的に圧殺しようとする権力機構の間に、必ず亀裂が生じ、それが阿部一族の命取りになるであろうことも暗示されている。

台でつみ取れ」と強力なバックアップをする医師会(八月、現在)自ら乗り出し、組合・共斗委との三者意志統一によって解決をはかると約束しておきながら、病院当局の姿勢が敵しいと知るや、「共斗委を解散しない限り解決できない」と共斗委との話し合いを拒否し、「団交で決めたことを、共斗委が後になって覆がえす」などと、全く事実無根のデマを流して敵前逃亡した地区共闘部(九月、十二月)。阿部一族が幾度か見せた「動搖」の直後には、必ずブチコワン役を演じ、三〇回以上介入の拳句、五名を不当逮捕した県警本部、長田署。私達の告訴により労働基準監督署が、六項目にわたり阿部一族を送検したのに対し、わざわざ有罪になりにくい「成年労働者の時間外労働」のみを起訴し、そのかわりに、私達の仲間二名をむりやり起訴した検察庁。

病院内の絶対的支配者であり、地域でのボスである医者(阿部一族)に屈服し、意識的にも無意識的にも、医者「カクレミノ」の役目を果している(一部の)患者、住民、非組合員等々。

まさに、四方八方に敵が表われた。それは帝国主義体制下の今日「水山の一角」としての、いかに小さな斗いであっても、自らの行動で甘い幻想を打ち破り、階級原則をより明確にして、死にも狂いの斗いを持續するならば、当然表面化してくる敵であるともいえる。しかし、短期間にこれだけ多くの敵のヴェールをはがし、資本金・権力の裸の姿を明らかにしてきた要因は何であろうか。それは、身分差別制度によって支えら

れている今日の医療制度の下積み(準見習看護婦、検査員、栄養士)として、また、本工企業内エゴイズム運動を展開することによって体制秩序の安全弁と化した既存の労働運動に放置された中小未組織労働者として、二重の意味でピラミッドの最底辺からの反乱としてこの闘いが始められたからに他ならない。そしてまた、そうであるが故に、自然発生的な結成が可能であった共闘方式によって、闘いは深化、拡大され、持続してきたのである。

このように、阿部一族の悪あがきにも似た卑劣な工作と、医師会・県経協・警察・検察庁の連合戦線による庄毅体制は、私達の決意と行動によって私達を階級的に鍛え上げ、私達の闘いの真の方向をはっきりさせる良い素材にと変えられてしまったのだ。

(3) 階級支配粉砕の闘いとして

闘いを持続させる中で、闘いを歪めてしまういくつかの誤った傾向が明らかになった。

その一つは、労働戦線内部の地区共闘幹部や共産党、あるいは当初共闘委に参加した一部のメンバーによって主張され、敵も弾圧の口実に使っている次のような考え方——「平和台の闘いが、まともな労働組合としての争議であるなら、敵が強ければ適当に妥協し、組合を残すことに専念せよ。」——である。それは、「病院側が、共闘委の団交参加や、二人夜勤制、前借金返済は絶対的まない」といっている以上、組合がおれるべきだ。」という地区共闘幹部の

発言に驚きかえられる。

いうまでもなく、敵を知り、己れを知り、己れを愛しつつ、すべての敵を打ち砕かない限り、平和台闘争の真の勝利!! 白衣の監獄の解放はありえない。そのことをはっきりさせた上で、前借金制度の徹底を中心とする十九項目要求の実現と、団交の形骸化に見られるような病院当局の不当極まりない労働者無視を改めさせなければならぬのだ。個別闘争を全体的闘争へとどう持続させ開花させるかという視点をぬき、部分的結着のみを追及するならば「今日の支配体制の下では、労働者は辛抱する以外にないのだ。」という、この闘争の出発点以前の状態に引きもどされることは、火をみるよりも明らかなのだ。

もう一つの傾向は、これまでの病院闘争の多くがそうであり、反医学会総会や京都での「医療」集会や「准看護の集い」にも表われた「患者のために」論である。

今日の医療制度が、「ナイチンゲール精神」という幻像を楯にした階級支配に支えられ、多くの闘いが「患者のために」と一般化することによって吸収されていったことを考えるならば、私達は「自らの権利を獲得できない医療労働者は決して患者の権利を守ることができない。」という立場を、今こそはっきりさせねばならない。

四・一五、広委員長らの逮捕を阻止するために、病院前で私達が繰り上げた警官との肉弾戦をみて、ある患者が「私達も考ねばだめだ。」と発言し、長田署に抗議を行った事実は、そのことを裏付け

(二八頁へ続く)

(II)

闘いは燃え上がる

闘いの経過

① 4/4、5 反「医学会総会」への報告

② 狂った病院、追いつめられて悪あがき(3月、4/10)

③ 5/15集会へ結集し、「白衣の監獄」解放へ前進せよ(4/10、5月)

④ 4/4、5 反「日本医学会総会」への報告

「白衣」——労働監獄を覆い隠す

「イチジクの葉っぱ」

炎天下の昨年七月三〇日、無期限ストに突入した平和台病院労働組、共闘委は、スト八ヶ月突破の現在、なお闘いの炎を燃やし続けている。

労基法を全く無視した、時には四八時間にも及ぶ長時間労働、医師法に違反した看護婦への業務のおしつけ、人格を無視した女中同然の扱い……という苛酷な労働条件が「白衣の天使」という美名の下に日常茶飯事におしつけられていた。医療労働者を、四年間病院にしばりつける労基法違反の「前借金制度」こそは、退職の自由を奪いさり、そのような状態に閉じこめる鉄格子であり、看護婦を若い内に(低賃金のまま)使い捨ててしまうものである。

つまり(他の多くの病院でもそうなのだが)「貸与金制度」というのがあって、これまで病院は、看護婦なら中卒、検査技師、栄養士なら高卒から「資格をとるために学校へ行かせてやる」という条件で要員を集めてきたのである。そして看護婦学校卒業後ひき続き二年間勤務しなければならず、計四年間もの間禁へしはりつけて時間外労働や夜勤、日勤、休日出勤等を強制するのである。

この「女郎屋の前借金」制度と同質の状態は(平和台では著しいとはいえず)全国の病院、特に「開業医」といわれる個人経営病院では当り前の様に行われている。開業医制で中心になるのは、准看護婦であり、彼女らは「金の卵」ともてはやされる中卒から、医師会の経営する「准看護養成学校」に送りこまれ、人並以上の労働を強いられつつ通学し養成されるのであり、他方では、この腐

離された状態の中で、医師に対する隷属を強いられるのである。
「白衣」は、このむきだしの労働監獄を、覆い隠す「イチジク
の葉っぱ」なのである。

「白い巨塔」—医療体制と対決して

斗争の発端は、二名の准看が着のみ着のままで「夜逃げ」する
事であった。だが「逃げる」ことでは、職場の状態—「白衣の
監獄」は残る、問題は一切解決されないという事の自覚から組合
を結成し、無期限ストに突入したのである。

平和台に吹きあげられた小さな炎に対して、病院側の憎悪に満
ちた攻撃が集中した。「飼犬に手をかまれた」という院長の感
想は、労働者（看護婦、栄養士、検査技師等）の基本的諸権利を
奪いとって医師に服従させる事によって利潤を上げてきた彼らの
偽らざる本音である。

当初、斗争狂殺を狙って介入してきた地労委ですら病院に対し
て「不当労働行為の実効勧告」を行なうや「勧告などタダの紙切
れにすぎない」と無視し、更には労働基準監督署によって「労基
法違反で告訴（送検）」されると病院側は「こんな事はどこの病
院でもあることだ」と居直った。

そうなのだ。「どこの病院にでもある事」—現在の日本の医療
体制の抱える矛盾—こそが問題なのだ。

だからこそ、平和台病院で燃え上がった小さな炎を、医師会—

普通化されていくような斗いでなくてはならない。

だから、この斗いでは、企業内での特殊な力関係や利害のみで
斗おうとするならば、敵の攻撃の前に、もろくも崩れ去ってしま
う。組合の「えらいさん」を派遣したり、形ばかりの「支援」で
お茶をにごす、そんなやり方は通用しない。〔※〕

現に斗っている労働組合の主体性を尊重するという前提の上に
共同で討論し、かつ斗うという共同斗争委員会が結成された。

※ 病院は、だから「組合—共闘委」を必死で分断しようと
したのである。この攻撃の前に団交に参加していた地区共闘
（地労協）はその企業（内）主観的体質の為、何ら対決しえ
ず、逆に「組合は共闘委と手を切れ」等、言い出しついに敵
前逃亡してしまった。

共闘委こそは、単なる外からの支援やカンパにとどまらず「己
れの斗いとして共に闘う」という階級の運楯の所産である。従来
の「支援団体」が傍観的地位に身を置いた上で、自らの属する組
織、地区、産別、企業別の差異に居直ったり、逃げこんだりして、
斗争の支援者としての役割を放棄する中で、企業の枠をこえて、
労働者を賃金奴隷におとしている現体制そのものトライカールに
対決するという労働者魂に支えられて初めて「共同斗争」が成り
立つのである。

そして、どんな当り前の、ささやかな要求であっても、又、医
療という特殊な矛盾から出発した斗いであっても、現行の体制—

経営者協会が全面的にバックアップしてもみ消そうとしているの
だ。十数度にわたる警官の導入（最近では週三回）—常時張り込
みや、「労基法違反の告訴」—に関して、検察当局の病院に関する
寛大な処置、又茶番であったが、院長の身内である社会党代議士
の県評に対する圧力……およそありとあらゆる権力的手段が、我
々の斗いをおしつぶそうとしているのだ。

※ 正月休みを狙って当局は炊事場を閉鎖した。通常の労働
争議ですら、組合事務所や食堂、炊事場は、ロックアウトの
対象から除外されるものだ。然も組合員たちは、この炊事場
を使って、一人一日八〇円という苦しい共同炊事を唯一の食
料源としているにも関わらず……

新たな階級的団結（力）の創出をめざして

—共闘委運動—階級的労働運動へ—

平和台病院斗争は、現在の医療の歪みから始まった。だからこ
そ、武見会長を筆頭とする恐い者知らずの特権集団—医師会の集
中の弾圧を受け、検察庁—警察—代議士—経営者協会—医師会の
一大連合戦線を敵にまわしたのである。

「医療」を看板にした強大な社会体制（—支配秩序）を守り
ぬくために、連合戦線が組まれている以上、斗いは企業内的な特
殊性では解決しない。医療体制そのものの変革をしっかりと見す
えた上で、十九項目要求に示される組合の要求・労働条件の改善
をからとり、それが他の多くの病院労働者の共通の獲得物として

「賃金奴隷制度」の下では、資本家の徹底した収奪と合理化攻撃
の中で、経営者と労働者との間の「一歩もゆるすることのできない」
階級的死闘に転化するのである。

平和台病院での当局との攻防は、もはや「医療……」をこえて、
階級的憎悪にみちた敵の攻撃となつてあらわれている。その点に
こそ、企業内主義的解決を夢みて屈服していった地区共闘（総評
・民同）とは別個に、共同闘争委員会という団結を生み出した原
因があるのだ。

問題を医療一般に解消する事は許されない。この矛盾にみちた
医療（体制）を支える体制・支配秩序を解体しようような、新た
な階級的団結（力）を作り出す斗いとして、又そうでない限り、
一歩も前進しないような地点にまで我々の斗いは、たどりつい
たのである。

「患者を人質にした庄政」をこえる為

—のじぎく園の斗いの教訓—

我々の斗いに限らず、医療戦線での斗いに対して、敵の攻撃は
「要求はわかるが、患者を犠牲にするな」という一点にかけられ
ている。この「患者のために」論は「医療—聖職」論と共に、医
療労働者の手足をしばってきたのである。

聖ルカ病院院長橋本博士が「看護婦は聖職だから労働運動をすべ
きでない」という時、この聖職こそが、労働者を苛酷な労働条件

にしはりつけ、医師に服従させてしまう為の錦の御旗だったのである。

又「ストが続けば患者は治療を受けられない」という主張は、例えば、公務員や交通労働者のストが「市民に迷惑である」という主張と同様に、斗争の犠牲のみを意図した欺瞞的なものだ。

何故なら、この「患者を人質にした圧政」の存在こそが、現在の医療体制の中で、労働者に対する驚くべき人格無視と重労働をおしつける事を可能にできた。

これについては県立のじきく園（肢体不自由児療養施設）の斗いが、大きな教訓を残した。看護婦の増員を要求してストに決起した三〇名の実力行使に対して、県当局は「スト中自宅待機の園児を犠牲にできない」とどう喝し、県警組もこれに屈服していったのだ。さらに県議会での日共県議の基本的には民社党議員と同じ発言、労働者のおかれた立場に言及しないエセ中立主義の延長線上に、ついにはのじきく園分会が、団交でかちとった「要求解決（看護婦増員）までは、病棟閉鎖し園児は自宅待機する」という確認までもを反古にしてしまったのである。

「園児が自宅待機するよりは、どんな状態であっても園に収容した方がましだ」という主張で、県当局が他の病院より看護婦をひきぬいて、園を再開するという攻撃に対して、我々が唯一とるべき正しい態度は各分会で「引きぬき拒否」の斗いを組織することなのだ。

組合」の復活とその事が既存の労働組合活動家への多大な影響を及ぼしつつある。

狂った病院、追いつめられて悪あがき！

(3月4/10)

病院一経営協一医師会一警察一検察庁の

一大連合戦線で組合攻撃！

相次ぐ警官の不当導入を許さないぞ！

全関西の医療戦線や、労働者・学生・市民等一五〇名を集めて開催された「一・二九スト半年突破平和病院斗争勝利総決起集会」の成功に驚いた病院当局は、一方で連合戦線（医師会一経営協一警察一検察庁）の力を借りて斗いをおしつぶそうとし、他方では、労組との直接的な衝突をさげ、「引き延し戦術」に入りま

した。然し、地方労働委員会審問（二・一五）の後で、組合に追及され、ついに「逃げまわる」事が出来ずに団交の再開（二・一八）を約束し、そして従来交渉の場から不当に排除されていた共同斗争委員会代表の出席も、泫々認めました。

再開された団交は、病院当局が「ともかく話し合いのカッコウを整える」という欺瞞的なものであり、実際は「引き延し」に終始する中で、何の実質的な解決一前進はみられませんでした。

組合一共闘委は、解決の前進をこの交渉の中で勝ちとり、同時に現在も尚続く病院の不当な斗争切り崩しの一つ一つを挙げて当

園児を犠牲にすることなく従って話し合いで解決が可能ならば、もともと斗争は不要である。

患者を人質にし、医療労働者をふみつけにする事によってのみ成立している現行の『医療（体制）』と対決する事なしには「われわれの斗いは『医療・患者』のため」（民青系ピラ）には、決してならない事をするべきである。

医療戦線での斗いは、この「患者のために」論の欺瞞的ペールをはきとり「患者を人質とした圧政」に眼をそらすことなく、正面から取り組む事によって前進する。その際、医療関係で影響力のある日共民青が、「患者のために」論に屈服するばかりでなく、斗争の足をひっぱる妨害者になるのであり、これに打ちかたねばならない。

大企業本工中心「組合」エゴから

脱却した新たな斗い

われわれの斗いは、既存の大企業中心、本工中心の企業内組合のエゴイズムの組合運動から放逐された中小未組織労働者の斗いであつた。それは既存の組合が、企業内主義に転落し、更に帝國主義的再編の旗持ちの役割を果たしつつある中で、孤立した突破的な斗いとして、逆にそうであるが故に自由奔放な、エネルギーに展開されたのである。

反戦青年委運動が生み出した軌跡と、生み落とされたばかりの共闘委運動の経験とが結合して中小未組織労働者における斗い」

局を追及していきました。

会計課長のデタラメな差別・分断工作

この団交の間にも病院当局は、こっそりと会計課長（ケチケチばあさん）を使って差別・分断工作を行っていたのです。

二月に結婚のため退職した組合員Mさんに対して、正規の退職金を一銭も支払わなかったのに陰では嫉妬として四万円支払っていたのです。これまでも病院にとって都合の良い時には、ステレオや洗濯機、レンジ等を送り、気にいらぬ者には退職金すら支払っていませんでした。明らかに就業規則に明示して労働条件を改善する事に努めないで、何か恩恵（おめぐみ）を与える様にして、従業員を乞食扱いし、差別・分断しようとしてきているのです。

又、斗争の原因でもある八時間外労働への未払賃金問題Vが今裁判になっていますが、昨年八月に退職金ももらえずに退職した組合員Jさんに対して、会計課長が会いに行き「未払賃金の訴訟を取り下げなさい。そうしたら未払い分はすぐに支払います。他の人にもう支払いました。」と言ひ、訴訟取下げの法律的手続まで教えるという念の入れ様です。（三・二三）

この様に支払って当然の未払い賃金をエサにして訴訟取下げを迫り、組合との分断工作を必死に行つたのです。

私達組合・共闘委は、この会計課長の裏工作・差別・分断工作

について、交渉の中で追及すると当局は「会計課長が個人的にや
った事だから知らない」とか「課長と退職した人との個人的関係
だから組合には関係ない」と居直ったのです。

例え「個人的関係」だったとしても、その事で、従業員は労働
条件に差別が生ずる事は許せません。逆に当局は「おめぐみ」で
差別する事で、従業員を当局の言いなりにしようとしているので
す。

そして、「会計課長が個人でした事だから知らない」という責
任転嫁の不誠実な態度を私達が追及すると、ようやく「次回から
課長を団交に出席させる」と約束したのです。(三・二五)

だが、三・二六団交の時間になると課長は姿をくらまし、「帰
ってきたら課長出席の上団交を再開する」(院長)と約束しなが
ら、結局その夜、課長がいるにもかかわらず団交を拒否し、抗議
する私達に対して警察を導入しておさえつけ「約束した覚えがな
い」と居直ったのです。

この警察の介入は、団交再開後になって特にひどく(三・二〇
―四・八まで七回)、炊事場閉鎖に抗議して私達が病院内にステ
ッカー貼りをすると、「器物破損」になる疑いで私服一〇名が導
入されたのを始め、当局の約束無視、団交拒否への抗議行動の最
中には必ず出動するという様に、全く当局との同「歩調をとって
いるのです。彼ら病院の狙いは、交渉を有名無実のものにしなが
ら、他方で「病院の困る事については今後も警察を入れる」とい

地検まで病院に全面協力

追いつめられた当局は必死である。活発なデマ宣伝と、病院に
「ツーカー」の患者を組織している。会計課長(ケチケチはあさ
ん)はある事もない事を吹きこんで廻り、煽られた一患者は、私達
に対し「雨つゆをのびのびがしてもらっているくせに」「弁当がまず
いというが、死なん程度に食べているくせに」とか、「学校まで
行かせてもらって」と暴言を吐いている。又、院長が追及される
と、不思議な事にいつも「急患」の電話がかかってきたり、警察
が飛びこんでくる。

こうした中で、昨年十二月十八日の労働基準監督署による「労
基法違反で告訴」についても、医師会が検察庁へ圧力をかけ、起
訴をのぼしたのです。

そして検察庁も又、「前借金制度はどこの病院でもやっている
事だ」として労基法違反の中心である前借金制度を不起訴にした
のです。更には、「未青年の時間外労働」までをも不起訴にして、
結局病院にとっては痛くもかゆくもない「成年の時間外労働」だ
けを起訴して、労基署の告訴を全く骨抜きにしたのです。

この様に検察庁までも味方に加えて、国家権力を総動員して
病院当局は、私達に攻撃を加えているのです。

もはや、誰がこの斗いの中で裁かれねばならないかは明白です。

当局の全面的攻撃をはね返せ

う様に、あわよくばトラブルを起して逮捕者を作り、斗いをつぶ
そうとしているのです。

当局の卑劣な約束無視・団交拒否

こうして彼ら(当局)は、日課の様に警官を導入しながら、「
今さら交渉を急いでも仕方がない」とか「交渉が何だ」(院長)
とうそぶいて解決の引き延しを計っている。これまで二回も出席
を拒否した会計課長(院長の母「ケチケチはあさん」)は三月三〇
日団交に出席しましたが、元組合員且さんの退職金問題について
は「大阪まで行ったが会えなかった」等といい、返答に窮する中
で、持病を理由に交渉の場から退席したのです。

その日から今日に至るまで会計課長は病床に臥っており、交渉
に出席出来ないと言っている。だが、寝ている筈の課長がその後
も相変わらず外出し、例えばパートの看護婦Aが退職したいといっ
ているのを留任工作に出かけたりしている。

この「病氣」を口実にした交渉の引き延しを続けるだけでなく、
四月二日には何と「交渉は四月九日まで延期。以後週一回二時間
とする」という通告を行ってきました。然し私達がこれまでも主
張した様に「早期解決をめざすならば当然(例えば診療を臨時中止
しても)一日か二日、時間をかけてじっくりと話し合う事が必要
です。正当な理由もなく交渉を引き延ばす事によってのみ私達の
追及、正当な要求をそらそうとしているのです。

一月二十九日集会后、戦列を強化した私達組合・共闘委は、当
局の炊事場閉鎖に抗議して連日、炊事場前入り込みとステッカーを
続け、他方で団交を通じての追及を行ってきました。

当局、院長は、ヌラクラ団交の繰り返しと会計課長の卑劣な差
別・分断工作によって組合破壊を行っている。医師会との電話に
「組合の要求はほぼ解決したのに、〇〇〇(セクト名)と反戦
が絡んで混乱している」(四・三)等とデタラメを言って、恰か
も斗争の長期化の責任が、組合側にあるかの如く宣伝しています。
然し、団交を主軸にすえた多様な戦術を行使する私達の追及の
前に、当局はヌラクラ団交で引き延しが出来なくなり逆に卑劣な
策動をすればする程、大きなボロを出しています。

焦った当局は、三月二〇日から四月八日まで七回の警官導入、
自宅前の塀の設置、ついには交渉からの逃亡というように全面対
決に出てきている。然し、この全面対決は昨年暮の当局の高姿勢
とよく似ているけれども、今回の事態はむしろ組合の断固とした
姿勢によって窮地に追いつめられた結果です。

私達は、当局を逃亡させる事なく団交の席上にひきずり出し追
いつめると共に、同時に地検の部分的起訴による当局との癒着に
対しては徹した抗議宣伝を行なわなくてはなりません。

相次ぐ警官の不当導入・何と／＼七回(三／〇
4／8)連続!! 平和台町をウロコキ廻る長田署
公安刑事数名、連日院長自宅で密談、斗争圧殺を
狙う

「た」 ナンバーをマークせよ！

注 私服刑事三名（神た11607 軽ライトバン）がウロツイテイル

五・一五集会へ結集し、「白衣の監獄」解放！
平和台病院斗争勝利へ前進しよう！

共斗委 ニュース 5/10
昨年七月三〇日、ストライキ突入にはじまった私達の斗いは、九ヶ月を突破した。

平和台病院経営者「阿部一族」はこの九ヶ月間、ありとあらゆる組合破壊工作を行ってきたが、これら連合戦線（医師会・経営者協会・警察・検察庁）の工作が全て、労働組合、共同斗争委員会の断固たる団結と斗いによって失敗するや、今度はデタラメな証言に基づく計画的なデッチ上げ逮捕（五名）、以降連日の如く繰り返される警官の導入として、病院当局・県警本部一体となった暴力的弾圧をかけてきている。

然し私達組合共斗委は如何なる弾圧にも屈しない。検察庁は余りにもデタラメな証言に基づいて五月一日、広委員長、椿原君（共斗委）の二名を起訴したが、獄中一獄外を結ぶ断固たる斗いで（数回活動を展開しつつ）、更に病院当局および警察を追いつめ、今「平和台病院斗争勝利／獄中同志志奪還／県警不当介入弾劾

つたのだ。

三月末以降、連日警官導入を行ない、逮捕による戦列の分断を狙っていた病院および長田署は、一四日の出勤が空振りになった為、たった六分間の抗議行動を理由に仲間を奪い取ったのである。

居眠り団交、警官の連日導入

従業員をふくむ三名の仲間を警察に売り渡した当局は「共斗委と自称する、又一説にはアナキスト集団或いは反戦青年委員会といわれる性格不明の集団が、労働組合を誤って指導した結果である」（四・一六 声明文）と自らの責任をタナにあげ、混乱を一方的に組合・共斗委におしつけ、更には前から予定されていた四・一六団交を拒否したのである。そして組合・共斗委による患者への説得活動に対しても「診療妨害」の口実で警官を導入し、更には検事が直接現場指揮するという異例の捜査を行ない（四・一九）、日常活動そのものへの弾圧を開始したのである。

この様に連日の警官導入をタテにして逃げ続けた当局は地労委の場での我々の追求によって団交再開に促じたのであるが、四・二一団交では、全く沈黙し「寝ねいり」を二時間も続けた。どのように悪質な経営者ですら交渉の場で居眠りしたり、その真似をする者はないのだ。この様な想像を絶するデタラメな感覚をもった経営者こそが、中学卒業したこの人間を四年間にわたり「前借金制度」で縛りつけ低劣な労働条件の下に強制労働をおしつけて

五・一五総決起集会」の成功を目指して全力をあげて斗っている。

【計画的なデッチアゲ逮捕】

四・一四、再開一四回目の交渉がもたれ、席上、私達は「会計課長の裏工作」の責任の所在を病院当局に対し追及したが、当局は「事実を即してないから認められない」と否認し続け、更には事実確認の為の調査を明記した『確約書』の作成すら逃げまわったのである。交渉が並行線化した事の解決策として提案された『確約書』すら拒否し、組合員を突き飛ばして交渉の席を逃げ去ろうとした病院長は、組合に抗議されるや、隠し持った携帯用の非常ベルを鳴らして暴れ廻り、前もって打ち合わせの上、待機していた院長秘書川那辺等二人が、一一〇番し同時に非常ベルを鳴らすという行動に出たのである。三月末から、病院周辺で二四時間張り込みを続けていた長田署は、この日も交渉中ずっとライトバン（た一六〇七）で待機しており、二〇数名の制・私服警官でかけつけ、警官の壁に隠れて院長は、向いの理容院に逃げこんだのである。

デッチ上げ逮捕は翌一五日に行なわれた。昨日の交渉を一方的に打ち切り逃亡した病院に組合が抗議すると、当局は既に用意していたコピー用紙「三分以内に退去せよ」を掲げて、連日の警官導入を行ない「威力業務妨害・不退去罪」で、広委員長および椿原君（共斗委）を逮捕し、更に宗和書記長（准看）をも奪って行

きたのである。

検察庁、デタラメ証言で二名を不当起訴

四・二三早朝、県警本部・長田署は、組合員の居住する寮、椿原君の下宿に対して学宅捜査すると同時に、共斗委中心メンバー二名（官地、多名賀）を逮捕した。前回の三名の逮捕に屈せず、尚も斗いぬいた我々の斗いをおしつぶす為には警察を使った暴力的弾圧しかないと判断した病院当局・警察の逮捕拡大の攻撃が加えられたのだ。

然しこの卑劣極まりない攻撃は、余りにも事実を無視したデッチアゲ逮捕でしかなく、検察当局の必死の圧力にも屈みならず、拘留延長却下・準抗告却下が為されたのである。そして二六日釈放された二名を加えて、私達は四・二七団交で、警官不当介入・逮捕の責任を追求したところ、当局は仲間を売り渡し石の牢獄に閉じこめたくせに「告訴したかどうか記憶がない」とか「証言はしたが私の言った事と違う点があるようだ」とかあやふやな返事をし、自ら告訴がデタラメな証言に基づいて行なわれた事を認める様な発言を行なったのである。

この様に斗争の圧殺のみを狙ったデッチアゲ逮捕を行なった県警本部と検察庁は、五・一に「威力業務妨害・不退去罪・器物破壊・建造物損壊」という同じ事柄について二重、三重の罪名をかぶせて、広・椿原君を不当にも起訴した。

労基法違反で病院側が起訴された件については、医師会の圧力でウヤムヤにしたその同じ検察庁が、我々の斗いに対しては、何が何でも起訴をデッチアゲンとしたのだ。送検される以前に検事が直接現場検証を指揮したり、又地労委審問への広委員長の出席を妨害するという様に、必死で庄殺に狂奔しているのだ。だが、今回の異常ともいえる弾圧のすさまじさは、彼ら連合戦線の憎悪を示すと共に、他方で九ヶ月ものストを斗いぬき、そして何名逮捕されても決して屈服する事のない私達の斗いの前進が

もたらしたものである事はいうまでもない。既に病院当局一権力は、暴力的弾圧以外には如何なる解決能力も持たない事を知っているが故に「悪アガキ」を続けているのであり、我々の不屈の斗争態勢で、鉄槌を加え、彼らの卑劣な攻撃が「悪アガキ」にすぎない事を思い知らせてやらなければならない。

「五・一五 総決起集会」の圧倒的成功へ向け、全力を集中しよう。

斗いの中間総括にかえて——共斗委の主張

(III)
神戸地区反戦連絡会議／兵庫県職員反戦／長田地域グループ
金属反戦グループ／神戸西部反戦

苦しい斗いの日常性を

我がものとして前進せよ

(神戸地区反戦連絡会議) 津 田 章

九ヶ月に及ぶ無期限ストを全ゆる卑劣な弾圧をはねかえして斗いぬいぬいてきた我々平和台病院労組、共斗委に対して、病院当局一県警一検察庁一体となった攻撃がこの間集中的に加えられてきた。三月からの二〇数回に亘る警察導入のあげく、四月一日には広

委員長他組合員一名、共斗委の権原君三名を筋書どおりに八威力業務妨害、器物破損でデッチ上げ逮捕。われわれは三〇数名の制私服警官と肉弾戦を演じパトカーを長時間くいとめたが力及ばず、三名を連行された。(宗和さんは一七日釈放)。

さらに十九日朝には、二〇数名の私服(県警本部、長田署、兵庫署)と数名の検事が導入されて現場検証が行なわれ、二三日早朝には共斗委書記長の宮地氏、地区反戦の多名賀氏の兩名を合状逮捕し、組合員の部屋を全面搜索したのである。しかし、共斗委

を中心にした緊急体制(というよりは日常体制)によって四・一五、四・一七、四・二三それぞれ三〇数名九〇数名が結集して抗議行動を展開、同時に院長、副院長とその権となつて一部非組合員、患者に対する執ような抗議、説得活動を連日くり返すことによつて、敵のもくろみを全くムダなものにさせつつある。

我々は病院一権力の弾圧体制のすさまじさをしっかりとみておく必要がある。京都府警から労働運動専門の警備を加え、事ある毎にかけつけてくる県警本部一長田署の体制と、病院の未成年者に対する前借金制度、時間外労働の強制をはつきり不起訴処分とする一方、検事が現場検証にあらわれるという神戸地検の異例の姿は、かれらの今後の弾圧体制がいかにきびしいものかを示している。

このことは、平和台病院斗争がこの間大きな前進をとげたことの逆の表現でもあるのだ。第一に、病院当局は二月十八日の団交再開らしい、昨年同様に解決のかまえを全くもたずダラダラ団交の繰り返しと、裏での不当労働行為の積み重ねによつて斗争の空洞化と組合員の消耗を狙ったのであるが、組合一共斗委の戦列は一かげらの幻想もたず断乎とした追及、糾弾、ステッカー貼り、自宅への押しかけ等、斗いの一層の拡大をもって応えたのである。焦った病院当局は警官導入をもってしか我々に対抗できないという、病院内における新たな力関係が創り出された。とりわけ「どうせいつか崩れる」と院長がタカをくくっていた組合員が、

当局の一切をぬぎ去てた階級的憎悪に満ちた攻撃に対し、全てをあげて勝ちぬくという不屈の姿勢をもって斗いぬいてきたことを忘れることはできない。

第二に、一九六一年一二年の病院スト以来絶えて久しかった医療労働者の底辺からの反乱が八ヶ月を越えて持続したことである。これまで多くの病院労働者の闘いは、自らの「白衣の監獄」としか言えないような現実を執着することなく「よき医療。患者のため」という前口上に斗いの正当性を求めた。平和台病院の闘いは、この弱さをつき破り「労働者を飼犬として服従させ」ようとする病院当局に対するぬきさしならぬ闘い一階級的死斗として展開されているのである。「女郎屋同然の前借金制度」というスローガンに示される、自らの置かれた状態の酷さから目をそらすことなくひたすら斗いぬき、患者一住民に対しても、この要求を支持するかどうかをつきつけて「敵と味方」をしゅん別していった姿は、医者共にとつてはそれが素朴かつ単純であっただけに一層驚異であったに違いない。医学連一青医連及びその周辺の医療労働者の斗いはそれぞれの時期に大きな役割を果たしたのであるが、やはりインテリ層の運動であり、資本家に対する労働者の燃えたる憎しみ、怒みをださしめて斗われたとはいえぬ弱さをもつていたのではなからうか。

※ さら四月十八日に京都でもたれた「命を守り、医療の荒廃と闘う人々の集い」は、その名称が示す通り、自らが賃金

労働者としておかれた現実への、医療資本一病院当局に対決する「階級的労働運動」として医療戦線の運動を行なうよりも、医療労働者の職業性（命を守る）をそのまゝ前提に、しかも前面におしだしている。これを例えは自治体労働者にあてはめれば「住民に奉仕し、地方自治の空洞化と闘う人々の集い」ということになるわけで、その没階級性は明らかである。

平和台と共に決起し、また真剣な支援の手をのべてきた、のじぎく園（県立整肢施設）の仲間達の痛苦な教訓が示す通り、我々に限らず医療戦線での闘いは、敵の「患者のために」論のペールをはぎとり、「患者を人質にした圧政」にひるむことなく闘いぬく以外に勝利の道はないのだ。

第三に、こうした底辺からの叫びが双葉の内に消されていったのが（とくに民間中小では）医療労働運動の通例であったにもかかわらず、反戦派の地区的結集体共同斗争委員会に支えられ、大きく枝葉を伸ばすまでに成長したという事実である。これは、我々の階級的労働運動の新しい経験であるとともに、医療戦線における画期的な成果でもあることをみておく必要がある。共闘委は単なる行動調整や斗いの「意識」をオシャベリする場では断じてない。平和台の斗いを自らの斗いとして受けとめやり切る人間の共同斗争機関であり、斗いの現場へ「人と金」を集中し勝利のために何ができるのかを一人一人につまみつけてきたのである。

自ら、斗いを共有し、階級的階級性を確立せよ

（兵庫県職員反戦） 森 田 晋

これといったヒーローやヒロインがいるわけではなく、この三〇〇日におよぶ闘い、とりわけ、激動の四月、この一ヶ月を闘い抜いてふりかえった時、何か明確には出来ないけれども、ふつふつと心の底からわきあがってくる自信を意識せずにはおれません。少数の組合員、そして、又少数の共同斗争委員会の闘いが、いかなる弾圧にも耐え抜き闘いつづけ得ていることに不思議な気がする。同時に、兵庫県職員反戦が、いくら何でも、この闘いを共有しつつつけてきた事実によつて、この事実を転回点とし、新しい前進のバネを獲得したことを確信しています。

この平和台の闘いを共有することが出来たことによつて、わたしたち県職員反戦は、多くの資質を獲得出来たのですが、ここで、おそらく今后、わたしたちが闘いつづけるにあたってきわめて重要な意味をもつてくるであろう。二つの事について述べたいと思います。それらは、わたしたちの現在までの存在と闘いの自己批判的総括を強要すると同時に、その限界の克服への展望をおえてくれるものでもあります。

わたしたちの闘いが現在まで、階級の一員としての自己の闘い

昨年の七月三〇日以来、九ヶ月にわたって燃え続けた炎は、この共闘委をぬきにしては考えられない。何度か訪れた精神的、物質的危機をなすりふりかまわず乗りきってきた力が、今年の一・二九総決起集会をバネにした新しい団結を準備したことを我々はしっかりと押えておかねばならない。その点で昨年八月末の警官導入後の困難な局面で、いつの間にか姿を消していった一部の反戦派の諸君や労組活動家諸君の無原則かつのぞき見のな斗争への係わりを我々は許すことはできない。

四・二四緊急抗議行動の際の女性解放戦線の人々の言動も同断である。この斗いへの己れの具体的な係わりをぬき「差別」を云々し、敵の面前で混乱を引き起こす行動を我々は糾弾する。階級社会における我々の存在は、意識しようがしまいが「差別構造」の中にある。その点で我々は斗いの前進のために有益な批判や糾弾はすすんで受けとめたい。しかし、差別支配をうち砕くのは、所詮、憎悪と困難のうずまく階級的死闘に一人一人が身を投入れることによつてしかありえない。抑圧一被抑圧の関係を坊主ざんげし、言葉それ自体（背景をぬきにした）の観念論議は平和台の斗いの日常とは無縁である。

組合一共闘委は、あくまで団体交渉の中で病院当局が誠意ある解決を行なうように要求している。ところが、病院側は五名の逮捕一二名の起訴と長期拘留というように、我々をセンメツするたために一切を投入してきている。「病院をつぶす気か」という権

（二六頁へ続く）

として闘われるというよりも、どちらかといえば、われわれとは切りはなされた外界の諸事件に、階級の本質を見いだし、それに対して闘いをいどむという性格をぬぐいがたく持つており、そのことによつて、〃実力〃闘争すらもカンパニアとしての限界の中に沈没してしまつていたし、したがつてきわめて観念的なものにならざるを得なかつたといわなければなりません。

そこから、何か特別なカテゴリーとして「医療労働運動」というような言葉をつくりあげ、それにかかわるという発想になつたり、〃労働運動としての医療労働者の闘い」として明確に階級闘争としての抜きならぬ闘いとして、それを闘い抜くというよりも、きわめて抽象的で一般的な「医療荒廃」に闘うというような主観主義に埋没するという傾向を指摘出来ます。このような中で、せいぜいのところ〃告発〃運動としてしか闘いが展開されないであろうことは明らかです。（もちろん、それ自身徹底的におこなう必要は絶対にあります。）

これに対して、平和台病院闘争が、これとは全くちがった地歩から開始され、断固として闘い抜かれていたことは、全くのとこ、わたしたちにとつて深刻なおどろきでした。平和台の闘いが、患者を労働力という商品としてあつかう資本制医療体制の中で、患者を人質としての全く過酷な労働条件、飼犬的隷属状態に対する、にくしみと憤りの中から噴出したことは、一般的にこの状態の克服ぬきに〃生命を守り、患者のための〃医療労働者の闘いは

空語におわるであろうことを、ほとんど決定的な重みをもつて、わたしに示してきました。

何よりも、このことは、医療労働者の「闘い」そのものが、いかなるスローガンをもつて闘われようと、必ず、即時的に現実の患者一般との対立をもたらざるを得ないという深刻な問題を提起しています。平和台における恒常的ともいえる警官導入、そしてその中の「患者」のわたしたちへの敵対という事実は、「生命を守り、患者のため」という言葉は、きれいごととしてフツ飛んでしまっています。

この深刻な問題をぬきにした「医療」労働運動なるものは、せいぜいのところ、「品質向上運動」に墮してしまふことになるでしょう。

この平和台病院闘争を共有することを通じて、わたしは、職員反戦が、プロレタリアートの闘いに本質的結びついたこの「二重の困難性」とほんとうの意味で対決していることをわたしたちの悪しき英雄主義と観念性を克服する重要な契機としなければならぬと思つていました。

だが、京都で開催された集会在「生命を守り、医療の荒廃と闘うすべての人々と医療従事者の集会」という名称で開催されたことにもみられるように、未だ、わたしたちの闘いの内部の多くが、そのような意識状況にあるということも指摘しておかなければならないと思ひます。

をかちとることは、わたしたちの至上任務であると思ひます。

今、日本帝国主義が、この階級分断。差別を国内にとどまらず海外にそのワクを広げることを通じて、自らの基盤の強化をはかっている時、わたしたちが、これと闘う唯一の勢力として、この平和台の闘いを最初から最後まで自力で闘いきるということのもつ意味は、きわめて重大であると思ひます。

以上のべてきた二つの問題は、ある意味では、対立する意見であるとみられるかも知れません。

だが、わたしたちが最後にハッキリしたいことは、わたしたちは決して「患者のために」でも、「被抑圧民族のために」でも闘うのではなく、さらに又、「自らのためにのみ」闘うのでは決してなく、何よりも、資本、体制の側の基本的な後退と、わたしたちの前進、そして、自らの階級の解放にむけて闘うことを通じて、最も深みからの連帯を通じて、階級的団結をかちとるのだということです。

わたしたちは、今後さらに、平和台に結集する闘う仲間とともに、勝利を手中にするまで断固闘いぬくことを約束するとともに、必ずや、自らの苦闘を通じて、日本プロレタリアートの一翼として一貫した闘いをすすめること、そして、この平和台病院闘争を、その困難な道程の門出として、勝利へのあらゆる可能性の追求と力を傾けるであろうことを明らかにしておきたいと思ひます。

さらに、平和台病院闘争は、単に医療戦線における闘いとしてだけでなく、戦後労働運動が、未組織として放置しつづけてきた、日本資本主義の底辺からの闘いであり、わたしたちが、主体的にこの闘いを受けとめ、共に闘い抜いているという事実は、わたしたちがハッキリと現在までの既成の労働運動をのりこえ、未来への新しいより階級的党派性をもつた部隊として、自己をきたえあげる具体的な一歩となることと思ひます。

ハッキリいつて、戦後労働運動主流が歩んだ道は、資本の側をして、労働者階級内部に差別・分断をゆるし、そのことによつて、自らを安定させるというものであり、そのことによつて、資本側は、労働者のより多数の、そして未組織である部分へ、矛盾をシワよせすることを可能としたのであり、体制の強化をはかつてきました。

日本労働運動が、日本帝国主義の本格的進出の具体的事柄、日韓条約締結、沖繩「返還」、入管体制、さらに、内部的には、各企業におしすすめられる「合理化」に闘い得なかつたし、今、闘っていないという事実は、ハッキリとこのことを示しています。日産車体での闘いでも明らかになつた、季節工等臨時工。社外工を犠牲にしての木工。組織労働者の生活の安定というような、関係にのつかつた、労働運動は、明確に今や日本帝国主義強化の補完物であるといわざるを得ません。

この労働者階級の中に深く刻まれた一線をたち切り、階級形成

△闘い△の息吹を学び、更なる前進を！

長田地域グループ 山本 一

長田区の一隅におこつた小さな、だがいきおいのよい真つ赤な炎。平和台病院闘争。今この斗いは地域の労働者、各地の仲間達の連帯と支援、そして何よりも労働組合員達自らの意識と行動によつて病院当局をして、権力を介入させしめたという所にまで斗い進んで来た。最初は、理屈論きの、何よりも骨身な形での心と体の丸がかえの勤務、いや「白衣の監獄」の状況より、にげるか、闘うかという形で始まつたこの斗い。しかしにげる事では解決しない、斗かわなければという意識をもつ事によつて斗いぬいて来た九ヶ月、その間に斗争の舞台は、病院当局↓地労委。労基局↓検察庁。警察と交戦しその度にますます露骨に権力が争論に介入を行つて来た。

これらの事実は何を物語るかそれは病院当局は組合の要求を認める所が、逆に女郎屋同然の前借金制度を粉砕し白衣の監獄を解放する事を要求としてかけている組合そのものの圧殺を、つまり組合をつぶす事をやつて来たという事である。

彼等はその為には、いかなる事をも行つて来た。データメ証言を行つて、広委員長を始め宮地共斗書記長等我々の仲間を権力に売り、あまつさえ告訴を行い広委員長と椿原君を起訴においや

つた事。不当労働行為、組合破壊工作、炊事場の閉鎖をやつた事等上げれば、きりが無い位にハレンチな行為をして来た。

しかし病院当局がどの様に腹策しようが、いくら官憲を導入しようが、労組と共斗委は、彼等の陰謀を断固粉碎する高い意識と固い連帯に基づき、団結した「斗い」の組織を建設し、斗争勝利へ向つて進撃している。

この様に、斗争を九ヶ月の間に渡つて戦斗的に継続できたのは、「斗い」が底辺よりのものであつた事と、労組と常に共に闘っている共同斗争委員会の存在であろう。

我々長田地域グループは、長田において、労働運動・市民運動等の諸斗争について斗い、学ぼうとしている者達の集合体である。長田、いや全国的視点から見ても非常に重要な（であるからこそ貴重な）この斗争に我々のグループは、その目的「医療制度の改革（具体的に前借金制度の撤廃、ドレイの労働条件の改善等）を理解し、今まで行なわれ、未来へ向つて今進行しているこの斗争の至る所に見られる「斗い」の息吹に学ぶという所より、「斗い」に参加していった。

そして今、戦争な空気の中で進められている新しい形での斗争の中で、カンパ体制緊急出動保障体制等組織するという対応の中で我々グループの一人一人は、共斗委のメンバーとして、平和台斗争が勝利するまで闘つて闘いぬく事を決意しています。

して、「共斗委と話をする必要なんかない！」と一言のもとに挑みつけたある幹部の態度は、「物取り主義」と官僚主義以外のなものでもない。

一連の炊事場閉鎖から団体交渉拒否まで阿部一族は卑劣な不当労働行為をくり返し地方労働委員会の実効勧告が出ているにもかかわらず無視して現在も、尚それを強行している。

四月十五日、不当にも広組委員長を始め三名の仲間が、病院「官憲」との結託によりテツチアゲ逮捕された。又、四月二十三日には、共斗委の中心メンバー二名がデタラメな告訴により早朝自宅で逮捕された。

これはまさに、計画的であり、組合採殺を企てる行為であることが明らかにされた。

今まで全く考えられない新しい形の斗いがこの平和台病院斗争の九ヶ月間の長い日々に表示されている。

これは、支援メンバーが、産業別組織をのりこえて、「おのれの斗いとして共に闘う」と云つた共同斗争委員会が結成された新しい特徴である。

僕自身が、共斗委メンバーの一員として、門前集会の参加、カンパ活動、ピラ配布、抗議行動等しか活動出来なかつたが自分自身を試し、階級的に鍛え上げる正念場として位置付けがらばり抜いて来た。今後は、今まで以上に、平和台に金属の仲間を結集し十九項目要求貫徹、官憲の不当弾圧粉碎、現在の医療体制粉碎、

「おのれの斗い」としての平和台斗争

金属反戦グループ

僕は、八月三十日に初めて平和台病院労組の仲間と会つた。その時の組合員の印象は、本当に斗争をやっているのだろうかと思ふ程、皆な明るく、斗い抜く事がはたして出来るものかと思ふ一瞬不信をいだいたものだった。

そして、話を進めて行く中で、僕等よりか斗争心があると感じた。その日は、組合員と歌声と雑談で時間を過ごした。

数日後、僕等の組合を、平和台病院労組が訪れ、経過報告とカンパと動員の要請を行なつた。

それ以来、僕は平和台病院斗争に参加し、共に街頭カンパ・ピラまき等を買徹して来た。

十月に入つて、地区共斗が団交に入り、十九項目の要求から話をすすめたが一向にまともな回答が得られずに、十二月中旬で団交の席をおりてしまった。地区共斗のある幹部は「団体交渉での決定事項を共斗委が覆している」と全く事実無根のデマを飛ばし自分達の立場を反省する事なく居直つていた。『病院にゲタを預け、団体交渉を割るのなら、今夜の夕刊に院長が書類送検されたという記事が報道されるはずだから、それを材料に抗議行動を行う形で、交渉を中断してはどうか。』という私達の要請に対し

白衣の監獄を解放するまで最後の最後まで共に斗い抜く決意です。

平和台病院斗争の斗いと任務

神戸西部反戦

平和台病院労組のストライキはすでに十ヶ月に突入しました。組合が無いという全く不利な状態から立ち上がり、度重なる官憲の弾圧とりわけ広委員長をはじめ組合員、共闘委メンバーのデツチ上げ逮捕と不当な起訴の暴挙！をはね返して守りぬかれていた斗いの火は、全国の医療労働者の注目を集めています。それはかりではありません。平和台病院斗争が低劣な労働条件にあえぐ全国の医療労働者、とりわけ准看護婦の注目を集めているのは、前借金制度の撤廃を求めているからなのです。

全国的な注目を集めるにいたつた平和台病院斗争を考えると、私たちは重ねて平和台病院労組の前借金制度の撤廃要求の意味を確認する必要があります。つまり、前借金制度こそは、ここ平和台病院だけではなく、全国津々浦々で准看護婦の仲間たちの労働条件を劣悪な状態につなぎとめている根本原因なのです。だから、平和台病院斗争は前借金制度の撤廃を強く求めればそれだけ、より多くの准看護婦の仲間たちの支援を集め、斗いの環を広げることが出来ます。そして、私たちが前借金制度の撤廃の意義をより強くつかめばそれだけ、私たちの斗いは強固になり、勝利に近づくことができます。

平和台病院労組の仲間たちと共闘委は、度重なる官憲の不当介入をはねのけて斗ってきました。病院長阿部煥の一かからの誠意も見せない団交と解決の引のばし、そしてこの官憲導入は、まさしく前借金制度をめぐる対立の根深さの反映に他なりません。今日では、病院経営者だけではなく、官憲とも斗わなければならなくなっています。前借金制度より劣悪な労働条件のなめ、を守るうとする経営者。医師会。官憲の三位一体となつた神聖同盟が私たちに敵対しているのです。

このことから、私たちは、経営者より資本家階級の手先である官憲との闘いの必要性・方法について学ばないかぎり、経営者に対する闘いを進めることが出来ないことを学んできました。

最後に、平和台病院斗争は、共同斗争委員会という仲間をつくりあげてきました。平和台病院労組の仲間たちは、要求を断呼実現するという立場に立つて、あらゆる支援を受入れてきました。

そして、平和台病院労組の戦斗性と鋭い問題提起は、支援の諸団体。個人をふるいにかけ、えりすぐられた闘う労働者の団結を共闘委との間に作りあげてきたのです。すでに、地区春斗の例に見られるように、労働者の要求を限られた経済的要求に限定し、それすらも妥協に妥協を重ねる立場は脱落してゆかざるをえないのです。

平和台病院斗争勝利！
前借金制度撤廃！

(Ⅳ) カンパ名簿・斗争日誌

(1) カンパ名簿

三月分	
全金トランスミッション支部	二〇〇二円
ベ平連	六三〇
県職反戦	一、五〇〇
神戸西部反戦	一、三五三
神戸地区反戦	二、一一〇
統一共産同盟	二、〇〇〇
神戸反戦	二、一一〇
個人カンパ総計	七、〇〇〇
労災、公害問題関西集会	三、〇一〇
合計	四〇、七二五
四月～五月一日までのカンパ	
婦人民主新聞西宮支部	一、五〇〇
京都	三、〇〇〇
大阪北支部、南支部	二、五〇〇

全金トランスミッション支部	一、四八八
金属反戦	七、七二〇
長田地誌グループ	四、五〇〇
地区共斗	五、〇〇〇
県職反戦	一、六〇〇
神戸反戦	〇〇〇三
自連労	〇〇〇二
県職のじぎく園	一、五、七〇〇
神戸地区反戦	二、五〇〇
県職阪神支部青婦部	二、六九五
ベ平連	〇〇〇
大阪大学医療技術短期大学部学生自治会	二、〇〇〇
神大医学部	二、〇〇七
京大医学部自治会	二、〇〇三
灘高(芦屋入管体制を告発する会)	一、五、〇〇〇
大阪市大 女性解放	一、〇〇〇
全金山和支部	一、八〇〇
社会福祉労働者評議会	二、四一四
統一共産同盟	三、四〇〇
イカロス書房	一、〇〇〇
個人カンパ総計	一、〇〇七、二七一

4 19 沖縄全軍斗争支援集会	三、四六九円
京都反医学会総会	一、四、五二五
三里塚斗争報告の会	三、五五一
沖縄奪還神戸集会	六、三一一
4 23 フロント集会	三、三二七
4 24 平和台病院労組決起集会	一、七、一三八
4 25 大阪デモ、集会	一、四、五二六
4 28 ベ平連集会	二、三、七六
以上教対カンパも含む	
合計	一、八、一、四八一

一九七一年三月～五月一日まで
総計 二二、三、一、六六

(2) 斗争日誌

- 3 1(月) 再々開第四回団交(組合・共闘委)
- 3 4(木) 患者。早くやめよと云つたことを云いにくる。
- 3 5(金) 再々開第五回団交(会計課長出席)
- 3 6(土) 定例門前集會中、飲酒の患者。集會を妨害。団交覚書提出(文章中「従業員」と記載してあるのを、病院側が「非組合員」と「組合員」とを訂正。差別)
- 3 8(月) 再々開第六回団交

3/9 (火) のじぎく園、交流会参加
3/10 (水) 地区労結成式参加 (59組合参加)
3/11 (木) 神戸地裁、未払賃金(非組合員分)本訴、弁護士急病の為取りやめ。

3/12 (金) 地労委審問第八回目。
3/15 (月) 団体交渉、再々開第七回目。
3/16 (火) 病院側より抗議文(ビラ貼りの件)、水光熱費請求書留で。

3/17 (水) 再々開第八回目団交。
3/18 (木) 保健所監査(事実を知られるのが恐ったのか、組合員の知らぬうちに短時間で行なわれた)毎年一回。
3/19 (金) モミノ木学園、連帯、支援要請、実態を聞く。

3/21 (日) 院内、ペンキ塗りかえ(病院側)
再々開第九回目団交。
●映画鑑賞「三里塚の冬」明舞反アンポの会主催。支援要請。
(PM 11:30 官憲制三名、私服七・八名導入)

3/22 (火) 「春斗討論会」「関西叛軍総決起集会」「神戸集会、劉道昌君の一年在留を無条件でもとにもどせ」支援、カンパ要請。
3/23 (火) 再々開第十回目団交。
3/26 (木) 団交予定だったが一方的拒否。

3/26 (金) 再々開第十一回団交(会計課長より裏工作の事実を聞く予定だったが、大阪に行っているということで出席せず、十時頃帰ってくるということだったので一時中止)会計課長よりTel。団交を要求したところ、個人的に話す云う追求すると副院長がいないので...。直も抗議すると官憲導入(7名)
春闘総決起集会。支援要請。

3/27 (土) 団交の申し入れ書提出。抗議すると(外科診察室内)官憲導入(十数名)
再々開第十二回目団交(会計課長出席、まともな回答もせず病気を理由に中断)

3/30 (火) 予定されていた団交、病院側地裁へ行く為拒否。
4/1 (木) 小坂田事務主任より文章(病院側)(週一回二時間)つき返す。
4/2 (金) 東京反「医学会総会」参加、支援、カンパ要請。
4/3 (土) 関口主任看護婦より文章(4/2同文)。つき返す。郵送してきた。以後八日まで団交申し入れ書提出(組合側)

4/4 (日) ガラス一面油類(ビラ防止剤)塗っていた。
4/5 (月) 副院長自宅より私服三名出てきた。常駐している様子。
4/6 (火) ●門前集会、自連労連帯、アピール。
AM 0:20 官憲導入(四名)

4/13 (日) 京都「関西反医学会総会」参加。カンパ一四、五二五、三里塚空港。関西新空港粉砕連帯集会参加。
4/19 (月) カンパ三、五五一。
4/21 (水) 患者に対し、玄関で肉声でアピール。病院側診療妨害デッチ上げ。長田署・兵庫署。県警本部。制私服二十名位導入。検挙三名。
4/22 (木) 地労委審問(団交催会日程決め)中止。
4/23 (金) 患者(高原)デッチ上げ証言に対して抗議。
4/24 (土) 私服十二名十三名不当導入。
4/25 (日) 再々開第十五回団交。

4/26 (火) 京大、神戸、トランスミッションカンパ要請。
4/27 (水) AM 7:40 長田署、家宅捜査(委員長、四二五、四一八各室)自宅にて共斗委二名不当逮捕。
4/28 (木) 組合・副委員長。書記長任意出頭令。(出頭せず)
4/29 (金) ●長田署抗議(約四十名)
4/30 (土) 不当逮捕四名奪還、長田署。須磨署抗議。総決起集会(約一四〇名参加)
4/31 (日) 第十六回団交
大阪。全関西統一行動「沖繩返還協定阻止」参加。
口頭にて、組合員五名任意出頭令(出頭せず)
PM 8:00、23日逮捕された共斗委二名釈放。
第十七回団交。私服二名常駐。

4/7 (水) 地検の林検事へ抗議后、地検前集会、ビラ配り。
4/8 (木) 団交申し入れ書提出、返答なし。
4/9 (金) 地裁未払賃金和解(非組合員)
4/10 (土) 再々開第十三回団交。
4/13 (日) 組合員が出て少なくなった所を見計って、私服導入(七名位)現場検証。チョウウ発的。院長へ抗議。
4/14 (水) 会計課長裏工作、説明会予定(組合委員長がいなかったの理由になし。)私服うろつく。
4/15 (木) 昨日、説明会無視理由書提出(病院側より)

4/16 (金) 再々開第十四回目団交。(会計課長、裏工作行つていれば日側謝罪文。組合側誤つていれば謝罪文を交換する。文章確認の所、確認してないと云い出した)
4/17 (土) 抗議中、官憲導入(約二十名)

4/18 (日) 4/14の件抗議(診察室)
4/19 (月) AM 9:50 官憲導入(制。私服三十名位)
4/20 (火) 不当逮捕者三名(委員長、書記長。共斗委)
4/21 (水) ●長田署抗議。

4/22 (木) 声明書貼り出す(不当逮捕についての)
4/23 (金) ●門前集会、私服二名(現検)団交予定されていたが一方的破キ。抗議。官憲導入。
4/24 (土) 一名奪還。長田署抗議(各団体、個人約九十名参加)書記長釈放。

4/25 (日) 4/27 (火) 4/28 (水) 4/29 (木) 4/30 (金) 4/31 (土)

4/27 (火) 4/28 (水) 4/29 (木) 4/30 (金) 4/31 (土)

- 18 北支委審問(打合せしてつたこと病院側逃げ中止)
- 17 内容証明にて、五名を討つ注意出頭令(ごらりであつた) 内容証明にて返答。
- 16 42回ミーデー参加。ピラまき。二名起訴(委員長、拘置所。共斗委、代用監獄(須磨))
- 15 大阪「社会福祉評議会」の集會に参加。カンパの訴え労働会館、水俣病告発する会に参加アピール要請。
- 14 再度内容証明により任意出頭令。
- 13 組合副委員長出頭。
- 12 大阪々准看のつどい々参加。ピラ。
- 11 第十八回団交。

【六頁より流】
 司の言葉は逆に、未成年者を四年間もただ働き同然でしぱりつける制度を何何でも保持する一正常な状態にもどすという彼等の本音をあらわしたものである。これに対して我々は、一片の甘さも自らの内部にもてない。病院をつぶしてどうなるものではないが、敵がその気なら最後まで付合おうではないか。白衣の神話がないと病院が成り立たないというのなら、なりたたぬところまで追いこむ覚悟を我々が固めぬ限り、部分的な改善一勝利もえられないのである。
 団交がマトモに成立するのは、当局側がこちらを一定程度認めているときだけであることを肝に銘じよう。
 「退路なき闘い」、ひたすら勝ちぬく闘いへ結集し、権力の弾圧をはね返しつつ、病院内の力関係を保持しぬかねばならない。苦しい闘いの日常を自らの生活にくみ入れ行動する戦士へ一人一人を飛躍させよ。
 全ゆるところで新局面をむかえた平和台病院斗争の報告会を組織し、恒常的支援体制と新たな共斗委メンバーをつくりだせ。

編 集 後 記

平和台病院斗争記録第二集「白衣の監獄を解放するぞ！平和台の炎は消えず」が完成しました。

第一集パンフ(3/2)は、皆様の熱い連帯と協力によって、全部数を売りつくしました。第二集は、私達の九ヶ月を突破した闘いに対して敵の集中砲火が浴びせられている最中に反撃の怒りをこめて編集しました。

前回は、組合員個々人の主張。感想を掲載しましたが、今回は、この激動の一ヶ月に於いて組合員と並んで共に闘いぬいた共斗委の主張をマツメました。地域や職場の各グループが、「共斗とは何か」「如何に闘いに際わるか」を徹底した討論を踏えて提呈したもので今後の闘いの参考にして下さい。

四月の闘いは、追いつめられた病院当局の最後の悪アガキとも言うべき攻撃の中で、五名の仲間を警察に奪い取られ、今尚、二名が不当に起訴一勾留されている。だが、京都府警の労働運動担当刑事の応援を得た彼らの高姿勢は、私達の緊急かつ日常的な反撃で、悪アガキにすぎない事は明らかにしつつある。獄中一病院を結ぶ闘いの波で狂乱化する阿部院長一族を更に追いつめていかねばならない。

斗争の中で歌われている『歌集』(二〇ページ、五〇円)を発行しましたので、パンフと共に活用して下さい。

ている。これまで、『治療を受けて、治りさえすればよいのだ。』と全く受け身としてのみ存在した患者⇨住民に対し、医療の歪みをなくすために自ら闘うのか否かという決断を迫り、私達の闘いに包み込んでいく以外に、「患者のための」医療は実現しようがないのだ。

家族との問題や、自分自身の日常生活の作風、人生観までを含めた思想闘争を行ないつつ、今日の階級支配の中に平和台闘争を位置付け直すことぬきに、闘いの深化も、前進も、持続もありえない。

帝国主義体制の支配の網の目に対抗し、それを打破る闘いとして闘い抜かないかぎり、要求の真の実現がありえない時、単なる支援としてではなく、自らの闘いを担いうる者のエネルギーを自由奔放に結合し、多様な任務を分担する集団⇨共闘委の新たな重要な役割があつたのである。

そして、この闘いの方向からいっても共闘委の活動は、部分的結着がついた後も、質的变化をとげつつ、持続させねばならないといえるだろう。

このように、私達は、長い道程の中の一つの決戦として、当面する闘いをまず勝ち抜かねばならない。

共闘委への一層の参加をノ金と力と知恵の一層の結集をノ医療戦線における呼応した闘いをノ

起 訴 状

左記被告事件につき公訴を提起する。

昭和四十六年五月一日

神戸地方検察庁

検 察 官 荒 川 洋 二

神戸地方裁判所 殿

本 籍 神戸市兵庫区淡河町淡河一七一番地の二

住 居 神戸市長田区平和台町一丁目一三の二 平和台病院内

職 業 平和台病院 検査員

廣 春 夫

昭和二十四年一月二一日 生

本 籍 大阪市港区桂町三丁目一九番地

住 所 神戸市兵庫区中道通四丁目一番地 菱和荘三〇号室

職 業 無 職

山元健二こと 椿 原 裕 一

昭和二十五年一月二六日 生

公 訴 事 実

被告人 広春夫は、争議中の平和台病院労働組合の執行委員長、同椿原裕一は、右労働組合の争議を支援しているものであるが

第一、被告人兩名は、宮地洋二と共に謀のうえ、昭和四十六年四月六日午後十一時過ぎごろから約三〇分間にわたり、神戸市長田区平和台町一丁目一三の二平和台病院において、共同して赤又は黒ベンキを用い同病院玄関コンクリート土間に「会計課長は団交に出てこい、ヘリクツをこねまわす交渉は認めない、平和台病院斗争勝利」と書きなぐつて汚損し、もつて、他人の建造物を損壊するとともに、薬局西側窓ガラスに「解決するキがあるなら交渉を今すぐにやれ」、薬局南側窓ガラスに「病院は不当労働行為をやめて解決のため交渉を行え」、「会計課長は出てこい」等、外来外科診療室北側窓ガラスに「約束通り団交を行え」、「会計課長は今すぐ出て来い」等、玄関ガラス戸二枚に「要求貫徹」、「スト中」等、玄関ガラス戸兩側のガラス面に「院長は団交をやれ」、新館事務室東側窓ガラスに「スト中」とそれぞれ書きなぐつて汚損し、もつて数人共同して器物を損壊し

第二、被告人兩名は共謀のうえ、同月八日午後九時三〇分頃から約一五分間にわたり前記平和台病院において、共同して、赤又は黒ベンキを用い、同病院玄関ガラス戸二枚に「スト中」玄関ガラス戸北側ガラス面に「スト決行中」、新館東側窓ガラス三ヶ所に「スト中」、「無期限スト決行中」等を書きつけて汚損し、もつて数人共同して器物を損壊し、第三、被告人兩名は、同月一四日、前記平和台病院労働組合と平和台病院側が団体交渉を行なつた際、混乱におち入つたので同病院側が警察官を導入したのを不当であるとして外敷名と共謀のうえ

一、 同月一五日午前九時五分ごろ前記平和台病院外来診察室に入り、同日午前九時三〇分ころまでの間、同診察室において、折柄診察を開始した同病院院長阿部 を取り囲み同人に対し、こもごも「何故警察官を導入した。釈明せよ。」等と大声で申し向け、さらに被告人広春夫において、右阿部の胸ぐらをつかんで前後にゆする暴行を加え、同人の診察を不能ならしめ、もつて威力を用いて同人の診察業務を妨害し

二、 同日午前九時五分ごろ前記外来外科診察室において、前記阿部 から再三に亘り同室外へ退去するよう要求されたにもかかわらずこれを肯んぜず、同日午前九時三〇分ごろまでの間、同室に留まり、右阿部管理の同室より故なく退去せず

第三、 被告人 広春夫は、外約一〇名と共謀のうえ、同年三月二〇日深夜から翌二一日未明にかけて、前記平和台病院において、共同して同病院待合室の天井及び壁一面に「白衣の監獄を解放するぞ」等と記載したビラ約一〇二枚を糊で貼り付けて汚損し、もつて他人の建造物を損壊するとともに、薬局西側及び南側の窓ガラス並びに外来外科診察室窓ガラス一面に前同様記載したビラ約七六枚を糊で貼り付けて汚損し、もつて数人共同して器物を損壊したものである。

罪名及び罰条

第一、第四の各事実 建造物損壊、暴力行為等処罰に関する法律違反

刑法第二六〇条

暴力行為等処罰に関する法律第一条

第三の二の事実 暴力行為等処罰に関する法律違反 同法第一条

威力業務妨害、刑法第二三四条

第三の二の事実 不退去 刑法第一三〇条後段

右は謄本である

前同日同庁

検察事務官 西村 準 治

カンパの要請

裁判斗争資金捻出の為カンパを訴えます。

① 裁判斗争の基金として目標五万円カンパ（一口五〇〇円）

② 全ゆる戦線・地域・職場・学園で平和台病院斗争の報告集会を開き、大衆カンパする事

③ 恒常カンパ 毎月一口（五〇〇円）

④ 6〜7月夏季一時金の五割カンパを！

獄中から同志諸君への子紙

平和台病院労働組合
平和台病院共同闘争委員会
委員長 広 春夫

獄中より同志へ
五・一五集会に結集された、すべての労働者・学生・市民のみびさん！ トリテを軸に戦闘的に闘ってゐる組合及び共同闘争委員会の同志諸君に、獄中より心から連帯のあいさつを送ります。

四月一五日に、組合書記長宗和同志、共同奮闘原同志と共に長田署及び暴警本部に、て不当に逮捕、勾留されてから一箇月をむかへます。彼等、官憲の一連の行動は、我々平和台病院闘争に敵対する弾圧、破壊、分装工作の向きのものとなく、国家権力の反人民的実態を明らかにさらけ出した一例である。昨年八月二〇日に始まる警察の不当介入は、今年に入、てその度を急遽に増してあり、四月一五日の私達の逮捕は選かれ早かれ予定されては出来事である。四月一五日の逮捕時間から四八時間内に釈放される場合、すなわち勾留が認められなかつた場合を予定して列件の選捕状況を緊急に準備するといふ念の入れようは、彼等の並々ならぬ考へのほどを表わしてゐる。長田署の留置所において、共同闘争委員会の宮地書記長と多名質問のあひ次々選捕を知り、臨時討議的にやりやが、たなしと考へざるをなかつた。暴警本部警備課から派遣された担当の取しらへ刑手である田中努警備と草野巡査は大学闘争を専門的に強圧し歩いては闘争破壊のペテランにさうたが、私に對しては、同時に選捕された同志の留置先や、宮地、多名質問の選捕など事実については一切を明らかにしなかつた。語ることは組合、共同委に對するヒナン・中傷ばかりであり、闘争をやめろといふのであつた。彼等の意図は明白である。

組合と共同委を分断する事であり、組合そのものを破壊することである。我々の逮捕、勾留はその具体的な戦術であり、まづ第一に組合、共同委の戦力そのものを弱体化させること。次に、外來者、地域住民に對する宣伝へ共同委のメンバーが組合をかきまわしてゐると云うのであろう。及び、組合との離反工作である。こつしにやり方は、昨年八月、九月にかけて病院が集中的に取、てきた行動であり、経営者協会が出した内部通達とま、よく同じである。このことから、警察、経協、病院といふ反動的なつなかり及びより明確に表われてゐる。

選捕すれば警察、検察庁の連合戦線によりとんぼささいな事件であつて、テッテあけて起訴するのは彼等のやり方である。労基局が送検した平和台病院の労基法違反、すなわち経営者の違反については五項目中、一項目しか起訴しなかつた。神戸地方検察庁が我々、労働者に對しては、ある事、ない事、隠滅にたくりあけて起訴するといふ状態は何を意味するのか。政界においてとんぼ知らぬ刀をさすつた医師会であり、これら及び警察、検察庁、経営協、医師会といふ一大連合戦線を作り上げてゐるのである。権力は病院当局に結集して、ハ、ピリ腰の病院を必死でささえてゐる。それをつきつきすには、我々の側の階級的連帯と行動以外にはない。それを可能にしてゐるのは共同委方式であり、組合と共同委の強固な関係である。

平和台病院といふ企業体なれども何ぞしてきかたか。まづに、はぎたぬにわいたウジムシの様に資本主義体制の矛盾の中にドッカーリとあぐらをかき不良労働力商品として、こ

ほれおちる労働者、市民を食物として肥えふと、てきたのである。我々医療労働者も、そのウジムシの中にいるハイ菌のようなのであつた。平和台病院長、阿部氏は、そのウジムシまで食物にするムジブである。まさに、阿部一族は、穴のムジブなのであり、それを白やでギソウした最も愚賢なムジブなのである。我々はそこに体制内における医者といふのが反人民的な一面を見る事な出来るだろう。又、医者といふの特権的な絶對的権力を、て何事か思ふなまに、ねじまけてゆく医者を許す事は出来ない。

「合法的に、合法的に」として「患者の爲に」と言ふ病院当局が、これまで何をしてきかたか。医師法を無視して看護学生に注射や一人夜勤まで強い、看護不足を理由に患者を危険にさらすは通弊のこと。すべての医療事故をその特権的立場と医療の秘密というベルでおおい、ごまかし続けたのであつた。患者にと、てみれば、金の切れぬが、命の切れぬにつながるのが実態なのである。

「労働者の人権？そんなものをささえていたら金どつてにやらん！」といふのが本音であり、労働基準法、児童福祉法など考へさせず、長時間、重労働、低賃金のとくに酷使し、女職業選択の自由すら実質的には認めなかつたのである。夜逃げ同然に去つてゆく仲間、病院はまさに白杖の監獄であり、追いつめられて組合を結成すれば、労働組合の存在を許さない不当労働行為の嵐が我々が顔にふきあれる無法地帯なのである。普通なら経営者が逃匿を合法性のベルに、平和台病院には最初からなかつたのである。今さらながら「合法的に」とわめき立てる病院当局と、背後の権力は、我々の階級的な反撃におびえる病院当局と、背後の権力はさばり、合法的なワクをこえて、キチカイレミを弾圧をくり返してきてゐるのである。平和台病院闘争は組合と共同委の持続した闘いによつて、すでに、権力に食ひ入る段階に入つたのである。

我々は、さらに断乎とした戦線をと！そして、平和台病院闘争を、勝利させよう！
平和台病院労働組合・共同委
委員長 広 春夫
(一九七一年五月九日記)

※ 長田署、須磨署まで抗議行動をして下さつた同志の皆さん、そして、拘留所まで特見にきて下さつた組合、共同委の皆さんに、心から感謝の意を伝えたいと思ひます。私は長田署において、被疑者連盟を結成して、ハンスト(五名)に突入し取りしなから、事件については警察、検察庁の強圧に抗して、黙殺で闘つていきます。以後と出来る限りの支援をお願いします。

神戸地方検察庁は、五月一日、検察官、横手 荒川洋二名によつて、広君を起訴した。罪名及び罰金は「建築物損壊、暴力行為等処罰に関する法律違反、刑法二六〇条、暴力行為等処罰に関する法律才一条、威力業務妨害、刑法二二三条、暴行、刑法二一三〇条後段」であり、橋原君と同様である。写し両君は検察庁の勾留延長申請、準備告といふ策謀をばねのける内外での闘いによつて、五月十一日筆退された。なお一回公判は六月十一日である。



「白衣の監獄」を解放するぞ 1971. 5. 15 発行 頒価 ¥100

編集発行 平和台病院労働組合・共同斗争委員会

連絡先 神戸市長田区平和台町1丁目13の2 TEL. 神戸(078)69-9216

発行扱 イカロス書房 神戸市生田区北長狭通2丁目高架62号 TEL. 神戸(078)39-0470